

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社エルハンド

2012年10月1日の派遣法改正により、マージン率の公開が義務付けられました。
派遣元事業者（当社）は、労働派遣法第23条第5条に基づき、下記の情報を提供します。

平成26年度（期間：平成26年10月1日～平成27年9月30日）		
①	派遣労働者の数	3人（1日平均）
②	派遣先の数	2件
③	マージン率	48.30%
④	教育訓練に関する事項	ビジネスマナー 情報セキュリティ、個人情報保護 eラーニング（技術研修）、派遣概要
⑤	労働者派遣に関する料金の平均額	29,673円（1日8時間当たりの平均）
⑥	派遣労働者の賃金の平均額	15,334円（1日8時間当たりの平均）
⑦	その他	マージン率に含まれる費用 ・社会保険料 （厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険） ・福利厚生費 （有給休暇、健康診断等） ・教育研修費 ・会社運営経費 ・営業利益

※ マージンは 労働者派遣に関する料金の平均額⑤－派遣労働者の賃金の平均額⑥によって求められます。

※ マージン率は $\text{マージン} \div \text{労働者派遣に関する料金の平均額⑤}$ によって求められます。